

和地ひとみレポート No.279

東大和市が「平成28年度統一的な基準による財務書類」を作成
東大和市の経営状況は？今後の活用に期待。

■地方公会計制度

…市町村などの地方自治体の予算、決算、会計制度は、地方自治法等の法令により、その調製方法や処理方法が規定されています。これらは、民間企業で採用されている「発生主義会計」に対して「現金主義会計」と言われ、現金の収入と支出の動きに重点を置いたもの。この「現金主義会計」は、年度別の決算管理を行うには適していますが、資産や債務の実態については把握しづらいため、発生主義的な考え方を取り入れた決算資料の作成が地方自治体にも求められていました。

…国においては、平成18年6月に成立した「行政改革推進法」を契機に、地方の資産・債務改革の一環としての「地方公会計制度の整備」が位置付けられ、平成12年には貸借対照表の作成モデル（旧総務省方式）を、次いで平成18年には「基準モデル」、「総務省方式改訂モデル」の2モデルを示し、地方自治体に整備の促進を要請。その後、平成26年4月には、発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備といった比較可能性を確保するための「統一的な基準」を設定し、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で「統一的な基準」による財務書類等を整備するよう全ての都道府県、市町村に対して要請しました。

…このような流れの中、東大和市でも「平成28年度統一的な基準による財務書類」を作成し、今年5月に公表しました。

【現金主義】

現金の収支に着目した会計処理原則(官庁会計)

○現金の収支という客観的な情報に基づくため、公金の適正な出納管理に資する。

×現金支出を伴わないコスト(減価償却費、退職手当引当金など)の把握ができない。

【発生主義】

経済事象の発生に着目した会計処理原則(企業会計)

○現金支出を伴わないコスト(減価償却費、退職金引当金など)の把握ができる。

×主観的な見積もりが含まれるため、必ずしも客観性が担保されない。

■目的は

…地方公会計では発生主義に基づいて貸借対照表や行政コスト計算書等の財務書類を作成。これにより地方自治体財務のストック情報、フロー情報が総体的かつ一覧的に開示されるようになりました。一方で、予算・決算制度は今までどおりの現金主義会計で行われるため、地方公会計はこれらを補完するものと位置付けられています。地方公会計の目的については住民や議会等に対し、財務情報をわかりやすく開示することによる『説明責任の履行』と、資産・債務管理や予算編成、



行政評価等に有効に活用することでマネジメントを強化し『財政の効率化・適正化』を図ることとされています。

◆財務書類整備の効果◆

① 発生主義による行政コストの把握

見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示。

② 資産・負債(ストック)の総体の一覧的把握

資産形成に関する情報の明示。

■“経営”という視点から

…地方自治体の会計制度の「現金主義会計」「単式簿記」は、実際に入出金があった時点で記帳するため、お小遣い帳や家計簿のようだと揶揄されることもありますが、実際には、地方自治体の会計は予算への準拠と現金の出納について厳格に管理されています。地方自治体の活動は、住民福祉の増進等を目的としており、その財源は住民から徴収された対価性のない(物やサービスの提供とお金の支払いとの間に対応関係あるいは因果関係がない)税金であるため、税財源の配分は住民代表である議会の統制下(=議会での議決)におかれています。このため、地方自治体の会計では、予算の適正・確実な執行に資する観点から、現金の授受の事実を重視する現金主義が採用されていました。また、「現金主義会計」は公金の横領や流用を防止するという観点では優れていると言えますが、地方自治体の“経営”という観点からは、現金主義会計だけでは十分ではありませんでした。

…発生主義会計による財務書類を作成するためには、保有する資産の価値評価、引当金を見積もる際のリスク評価など、経営者による現状評価と将来予測が必要になるため、地方自治体の経営者による財政状態の自己検証は、地方行政を進化させていくPDCA(Plan・Do・Check・Action)における不可欠な要素といえます。

…また、例えば、個々の政策選択においては、発生主義なら管理会計による間接部門のコスト配賦などが把握でき、フルコストが分かるようになるため、民間委託にするか市が自前で実施するか等の選択肢の間での比較がしやすくなります。こうした政策選択の充実のための管理会計を行うためには、やはり現金主義ではなく、発生主義によるコスト管理が必要ですので、今回の公会計制度は財政効率化に貢献することも期待されています。(裏面に続く)

■資産の状況を知る意味

…今回の公会計制度の目的の一つは、前述のとおり『説明責任の履行』となっています。地方自治体は今までも、決算や債務の残高や償還について公表しています。しかし、そこには資産の情報はありませんでした。

しかし、地方自治体の資産の大半は固定資産（とりわけ有形固定資産）です。よって、納税者である市民は自分達の納めた税金が、どのような有形固定資産に投入され、どのような経済的価値を持っているかを知るべきだと言われてきました。

…今回の公会計制度では固定資産台帳の整備が求められ、東大和市でもその整備にはとても苦労したようです。地方自治体は公有資産台帳や個別法に基づく道路台帳等の各種台帳を整備していましたが、保有する全ての資産を網羅的に把握するものではありませんでした。また、これらの法定台帳は、主として財産の運用管理、現況把握を目的としており、資産価値に係る情報の提供を前提としていなかったため、今回の公会計制度の統一基準においては、全ての固定資産を対象に台帳を整備することが求められました。

…地方公会計における資産は「将来の経済的便益が会計主体に流入すると期待される資源」または「会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うもの」と定義されていますが、これは地方自治体の性格を踏まえて「経済的便益」だけではなく、「サービス提供能力」にも着目していることが特徴と言えます。そして、もっとも重要な有形固定資産については、「事業用資産」、「インフラ資産」及び「物品」に区分して計上。事業用資産（庁舎、市民会館、校舎など）とインフラ資産（道路、下水道など）は性質が異なるため、区分して表示することとされています。

…しかし、有形固定資産の評価基準については、多くの苦労があったと言えます。有形固定資産は自治体の事業に供するために資金（＝税金）が投下されているため、企業会計における有形固定資産と同様に、取得原価主義を適用することが原則。しかし、明治や戦前から保有している物件の取得原価が有用な情報なのか、あるいは購入以外の方法（交換や贈与など）により取得した等の理由により取得原価が存在しない、または不明であるという物件が少なからずあるという問題が各自治体でありました。そこで、今回の統一基準においては、取得原価での評価を原則としつつ、市場取引以外の方法で取得した物件、取得原価が不明の物件については再調達原価で評価することに。また、特定時期（昭和59年度）以前に取得した物件は、原則として再調達原価（道路などの土地は備忘価格1円）で評価することとされました。※売却可能資産は売却可能資産額を注記する。

…また、地方公会計制度では有形固定資産に減価償却率を反映することになり、耐用年数に対して資産の取得からどのくらい経過しているのかを全体として把握することも可能に。この減価償却率を適応していない現金主義では、大型の施設を整備した年度は大赤字、次年度は

黒字という決算になる可能性もありますが、地方公会計制度では、施設の投資コストを使用期間全体に配分する発生主義会計に基づいているため、真の地方自治体の年度業績が把握でき、かつ、市民は拠出した税金がどう成果を上げているのかを知ることにもできるようになりました。

■企業と地方自治体の違い。今後の活用は。

…企業の目的は利益を上げることです。一方、地方自治体の目的は住民福祉の向上です。地方自治体と民間企業の目的は違いますが、組織の経営責任という点では同じ。むしろ公権力に基づいて税金を徴収している地方自治体の方が、より重い経営責任を負っているという意見もあります。ただ、企業と違い単純に「利益」＝効果だと評価できないということも地方自治体の特徴です。このような考え方を反映してか、地方公会計では、財務書類として「損益計算書」ではなく、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」（将来世代への負担などが分かる）を作成することと。この諸表の名称が地方自治体の目的を反映していると感じます。

…また、現金の収支を説明するものとしては、従来の現金主義での決算情報で十分とも考えられる中、公会計制度では資金収支計算書も作成。この資金収支計算書では、キャッシュフローの状況を業務活動、投資活動、財務活動の3区分をひとつの計算書に整理するため、一覧性という意味で有用な情報を提供することができるようになり、また、貸借対照表や行政コスト計算書、純資産変動計算書と合わせて分析することで、地方自治体の財務状況について、総合的な情報を把握することが可能になります。

…このように、今回の公会計制度では会計の方法を「高度化」したことになりますが、会計制度を高めただけで、自治体の競争力や財政状況が強くなる訳ではありません。しかし、より高度な説明責任を果たし、総合的に分析が可能になることにより、活用によっては長期的には経営を強くすることができると思います。

…一方で、先に述べたように地方自治体の目的は住民福祉の増進であり、この目的に対する成果をどう測るかは難しい問題だと思います。財務情報は「投入」を示す情報であるため、各事業や取組みの「成果」を測定するためには、財務情報以外の情報と組み合わせるその有効性を評価する必要もあります。

…とはいえ、地方公会計制度により、今まで以上に総合的かつ多角的に“東大和市の経営状況”を分析することが可能になり、また、「統一基準」により、類似団体（似たような環境や規模の自治体）との比較もしやすくなりました。今後は、これらの財務諸表を活用し、“東大和市の経営”に役立ててほしいと思います。

…東大和市の「平成28年度 統一的な基準による財務書類」は市のホームページで閲覧可能です。（A4で25ページ）住民一人当たりの負債額や行政コスト、基礎的財政収支（プライマリーバランス）なども明記されていますので、是非、ご覧ください。

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。

【プロフィール】「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」

1970年 東京都北区生まれ。父の転勤で1歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギっ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山あいの小学校で臨時教諭として担任を2年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元気印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。学校外の一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートゥーネットワーク（※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換）に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。月刊誌『日経 WOMAN』のベンチャー企業で活躍する女性特集で取り上げられる。その後、人材開発部長を拝命。『人を活かす』経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後は、不動産投資会社にて企画業務、税理士対応、広報、社員研修、組織活性化などに従事。2011年4月、初当選。現在2期目。顔の見える議員として、日々奮闘中。

東大和市 市議会議員

和地 ひとみ

■ 連絡先

和地 ひとみ事務所

HP : <http://www.wachi1103.jp>

✉ wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp

【電話・FAX】 042-516-8546

〒207-0005 東大和市高木3-274-2-102